



# きりん通信No.110

発行：きりん人事労務管理事務所  
 〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63  
 SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905  
 TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394  
 URL : <https://www.sr-kirin.jp/>  
 e-mail : kirin@sr-kirin.jp



2025年（令和7年）1月号

相談しやすい、分かりやすい  
 信頼と安心をお届けします

新年 あけましておめでとうございます

2025年は60年に一度の「乙巳(ケトシ)」の年。日本の元号制度が始まった「大化の改新」や20世紀最長の「いざなぎ景気」の年もこの乙巳の年でした。古いものを捨て新しいものを生み出す年、努力が実り大きく成長し発展していく年、新しい事を始めるチャンスがたくさん巡ってくる年とのこと。本年もよろしく願いいたします。

## 要チェック 重要な制度変更の動きあり！ 社会保障制度・労働基準関係法制など

最近、社会保障制度をはじめとして、労働基準関係法制、労働安全衛生対策、ハラスメント対策などについて、今後の改革（制度変更）の方向性が立て続けに示されています。

以下で、主に企業実務に影響がありそうなものを紹介します。

### .....社会保障制度・労働基準関係法制などの制度変更の方向性.....

#### <社会保障制度関係>

- **短時間労働者**への被用者保険の適用 “すべての企業で週20時間以上勤務のパートさんが**社保加入**”  
**企業規模要件**（従業員51人以上）および**賃金要件**（いわゆる**106万円の壁**）を撤廃する
- 被用者保険の適用について、常時5人以上を使用する**個人事業所**の非適用業種の解消を図る
- 在職老齢年金（年金の支給停止制度）を見直す（廃止 or 基準額の引き上げ）
- 厚生年金保険の標準報酬月額の上限（現行65万円）を引き上げる
- 高額療養費の自己負担限度額を見直す（引き上げ and 所得区分の細分化） など

#### <労働基準関係>

- テレワークの実態に合わせたフレックスタイム制（コアデイの導入）を検討する
- 定期的な休日の確保のため、「**13日を超える連続勤務**をさせてはならない」旨の規定を労働基準法上に設ける など

#### <労働安全衛生関係>

- **ストレスチェック**の実施義務対象を50人未満の**全ての事業場に拡大**する など

#### <女性活躍推進・ハラスメント関係>

- **101人以上 300人以下**の企業においても、**男女間賃金差異の情報公表**を義務とする
- **女性管理職比率の情報公表**を義務とする（義務の対象は、**101人以上**の企業）
- **カスタマーハラスメント対策**を、**事業主の雇用管理上の措置義務**とする など



#### <今後の規制・制度改革の検討課題>

- 賃金向上、人手不足対応のため、次のような事項を検討する
  - ・「年収の壁」支援強化パッケージの手続き円滑化
  - ・副業・兼業の円滑化（過度な競業避止義務の抑制）
  - ・時間単位の年次有給休暇制度の見直し など

### .....政府が「令和7年度税制改正大綱」を閣議決定 「103万円の壁」への対応.....

★基礎控除 48万円 → **58万円**    ★給与所得控除 55万円 → **65万円**

★所得税の壁 103万円 → **123万円**

★**特定扶養**（19歳以上23歳未満）に該当する親族等の特例が設けられ、**150万円**まで控除対象となります。

※年末調整もひと段落したところですが、扶養親族として税額控除を受けた方の総所得が基準を超えると、翌年の10月頃に年末調整のやり直しとなり、追徴課税されることとなります。

大学生のアルバイトは、103万円から150万円と大幅に引き上げられます。

★**確定拠出年金**の**上限**引き上げ 5.5万円 → **6.2万円**

令和7年  
1月開始

## 企業型確定拠出年金導入支援を開始します

令和7年1月より、企業型確定拠出年金の導入支援を開始いたします。

確定拠出年金制度とは 簡単に言うと・・・

給料の一部を掛金に回し、将来受取る年金として積み立てる制度です。(60歳から受取り可能です)

- ★効果1・・・掛金とした額について、所得税・住民税・社会保険料の基礎から除外(税金等が安くなります)
- ★効果2・・・積立てた掛金を受取る際は、退職所得控除・公的年金等控除により大きな所得税優遇があります。
- ★効果3・・・預金利息は20%税金が取られますが、確定拠出年金の運用益は非課税です。

→給料の一部を将来の為に積立預金するより、今受取らずに確定拠出年金として掛けた方が断然お得です!

★最大のメリット・・・個人ごとに、掛金の額をゼロから自由に設定でき変更も可能です。(上限あり)

※ご興味があれば詳しいメリット・デメリットをご説明に伺いますので是非お声がけ下さい。



令和6年度  
補正予算

## 両立支援等助成金が拡充 使いやすくなりました!

令和6年12月17日に令和6年度の補正予算が成立したことに伴い、雇用保険法に基づく改正が確定し、同日から施行されることになりました。

### 1 育休中等業務代替支援コース 手当支給等



- ① 育休取得者の業務を代替する労働者に手当を支給すると  
**最大140万円/人支給!** うち **最大30万円 先行支給!** ※1  
⇒ 就業規則整備等を社労士に委託した場合 **業務体制整備経費20万円に拡充**
- ② 短時間勤務者の業務を代替する労働者に手当を支給すると  
**最大128万円/人支給!** うち **最大23万円 先行支給!** ※2  
⇒ 就業規則整備等を社労士に委託した場合 **業務体制整備経費20万円に拡充**

### 2 出生時両立支援コース 第2種



- ① **第1種の受給実績がなくても** 第2種の申請可能! ※1
- ② 育休取得率「30%以上UP & 50%達成」で **60万円** 支給! ※2

1. 雇用環境の整備を複数措置  
・ 研修の実施・相談窓口の設置
2. 男性育休取得率の大幅引上げを達成  
・ 前々年度 25%(対象者4人中1人が取得)  
・ 前年度 66%(対象者3人中2人が取得)  
▶ 30%以上上昇し、50%達成

助成金を活用

●助成内容  
**60万円**

「両立支援のひろば」で育休取得率等を掲載すれば、**2万円の情報公表加算あり**

## おしらせ 埼玉県 SDGsパートナー 令和7年1月27日締切

埼玉県SDGsパートナー第14期申請期間は、令和6年12月20日から令和7年1月27日です。ご興味のある方はきりん事務所までお問い合わせ下さい。



埼玉県  
SDGsパートナー

### ◆パブロ・ピカソの名言◆

“できると思えばできる、できないと思えばできない。これは、ゆるぎない絶対的な法則である”

この言葉は、私の名言だと思っていましたが、私が生まれる前に既にピカソが言っていたんですね。残念(;^ω^)  
社労士、行政書士、宅建士試験。どれもやればできると思って臨みましたが、司法書士だけは「無理かなあ」と思って臨みました。結果は思った通り、司法書士だけは不合格に終わり。この法則通りの結果でした。

乙巳にあやかって、今年は「思い」を沢山実現して参りましょう。今月は(1881年~1973年)最も多作な美術家としてギネスブックに記されている画家のパブロ・ピカソ氏の名言をご紹介します。